

委託契約書における知的財産に関する手続の事務取扱

平成28年 9月 1日
農 林 水 産 省
農林水産技術会議事務局

I. 趣旨

国の予算により実施される研究開発の成果については、その原資が税金であることも踏まえ、知的財産として適切に管理し、その成果を何らかの形で社会に還元していくことが求められています。

そのため、委託者（国）として研究成果の適切な把握や管理を行うため、委託契約書において研究成果に関する知的財産の報告や申請等の規定を設けているところです。

本事務取扱については、委託契約書における知的財産に関する規定の手続きの補足、委託契約書に様式が定められていない報告や申請等を行う際の参考様式、留意事項等をまとめたものです。

委託契約書に伴う知的財産に関する手続きを行う上で、さらに不明な点があれば農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）の各事業担当窓口にご相談していただくようお願いします。

II. 適用の範囲

- 平成28年度委託プロジェクト研究（委託契約書第17条～第26条、第36条（以下条文番号に係る「委託契約書」は省略する。）、委託契約書別紙様式第8号～14号）
- 平成28年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（競争的資金）（以下「農食研究推進事業」という。）（第17条～第26条、第38条、委託契約書別紙様式第8号～13号、15号）
- 平成28年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業（先端プロ）（第17条～第26条、第38条、委託契約書別紙様式第8号～14号）
- その他、平成28年度に技術会議事務局が実施する研究開発に関する委託契約書（※）における知的財産に関する規定

※各事業の委託契約書の知的財産に関する規定は、内容が統一されていますが、事業により知的財産に関する規定の条番号や様式番号に違い等が生じている場合がありますので、その場合は、適宜読み替えて利用してください。

III. 知的財産に関する国の事務の窓口と留意点

- 知的財産に関する申請や報告に当たっては、事業窓口である技術会議事務局の各事業担当と事前調整を行ってから提出するようにしてください。
- 委託契約書に定める様式に基づく報告や申請の文書、その他の報告書等は、各事業担当に提出してください。

IV. 各手続の事務取扱

1. 研究成果に係る知的財産権の帰属等（第18条関係）

委託事業により得られた研究成果は、本来、委託者である国が所有すべきものであるため、研究成果に係る知的財産権が発生した場合、受託者から譲り受けることとなりますが、農林水産省の研究開発に係る委託事業では、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第19条）を適用し、受託者が当該知的財産権を自ら所有することを希望すれば、国は受託者から譲り受けないこととしています。

ただし、その場合、受託者は次のことに従っていただく必要があります。

(1) 確認書の提出（第18条第1項関係）

委託契約締結日に、帰属の条件（第18条第1項（1）から（5））の遵守を約束する確認書（委託契約書別紙様式第8号）を提出してください。委託事業の契約締結前に、知的財産権が発生するかどうか等、研究成果の取扱いについてしっかりと検討した上で、確認書の提出の必要性を判断してください。

なお、コンソーシアムによる共同研究の場合、コンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）ごとに確認書の提出が必要となりますので、各構成員は代表機関に対して国宛ての確認書を提出し、代表機関はそれらを取りまとめて提出してください。

また、継続の委託事業であっても、契約締結毎に毎年度提出していただく必要があります。

(2) 研究成果に係る発明等の報告（18条第1項（1）関係）

(1)の確認書を提出した構成員が委託事業の研究成果に係る発明等を行った場合、産業財産権等の出願又は申請を行う前に、発明等報告書（委託契約書別紙様式第9号関係）を国に提出してください。

構成員間での共同研究による発明等の場合、当該発明等を行った全ての機関（当該発明等に係る知的財産権を帰属させる機関（代表機関も含む））は、国宛ての発明等報告書（委託契約書別紙様式第9-2号）を代表機関に提出し、代表機関はそれらを取りまとめて発明等報告書（委託契約書別紙様式第9-1号）に添付して国に提出してください。ただし、単独の研究機関で受託している場合又は、当該発明等を行ったのが代表機関のみである場合は、委託契約書別紙様式第9-1号を省略し、委託契約書別紙様式第9-2号のみを国に提出してください。

(3) 研究成果に係る知的財産権が国に承継される場合（第18条第2項及び第3項関係）

(1)の確認書が未提出の場合又は第18条1項（1）から（5）までの遵守事項が正当な理由なく履行されていない場合、研究成果に係る知的財産権は国に無償で譲渡されることとなります。その際、当該知的財産権の出願、登録、実施、管理等の取扱いについて、個別に国の指示に従っていただくこととなります。

2. 研究成果の公表（研究成果の利用行為（第19条第1項関係））

研究成果の公表には、委託事業に参加した構成員が自ら論文、学会、シンポジウム、プレスリリース等で発表する場合と、構成員が取材等を受けメディアによって研究成果が取り上げられる場合があります。

受託者はそれぞれにおいて研究成果を公表する場合、当該成果に係る知的財産権の帰属を受けているかどうかに関わらず、次のとおり国に報告してください。

また、研究成果の公表に際し、委託事業による研究成果である旨を必ず明示してください。

なお、公表に当たっては、研究成果が公表されることによって、以後の知的財産権の取得が難しくなるようなことが起きないように留意してください。

(1) 論文、学会、シンポジウム等による研究成果の公表

論文、学会、シンポジウム、プレスリリース等により自ら研究成果を公表する場合には、著作物の種類（雑誌、図書等、媒体に係る情報）、公表（予定）日、論文、学会、シンポジウム、会議等の名称、著作者の氏名、論文の概要等を国へ報告してください。委託事業の研究成果を公表するために受託者が作成する著作物（論文、学会資料（発言要旨、投影資料、ポスター含む）、パンフレット、プレスリリース資料等）については、その写し又は実物の送付をお願いすることがあります。内容によっては、国の承諾を得ていただく場合があります。

なお、委託プロジェクト研究及び農食研究推進事業については、次により対応してください。

① 委託プロジェクト研究の成果に係る公表の報告の方法と留意点

委託プロジェクト研究については、「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知、最終改正平成28年7月29日）第11（※）に基づき、全ての研究成果の公表について、技術会議事務局に連絡するようお願いしています。委託プロジェクト研究で得られた研究成果を公表する場合には、参考様式1「プロジェクト研究における研究成果の発表予定について」を参考に報告様式を作成し、半年以内に発表（論文の場合は投稿）が予定される成果の概要を技術会議事務局のPOに報告してください。（コンソーシアムの場合は各構成員が研究開発責任者に報告し、研究開発責任者は該当する全ての構成員の報告を集約して技術会議事務局のPOに報告してください。）

報告期限は5月、8月、11月、2月のそれぞれ第2金曜日、17時までとします。

報告した内容に未確定な部分があった場合は、それが確定し次第、速やかにその内容を報告してください。

また、上記報告期限が来る前に未報告のものが公表される場合は、上記報告期限にかかわらず、判明し次第速やかにその旨を報告してください。

※「委託プロジェクト研究の実施について」第11抜粋

第11 委託プロジェクト研究の成果の取扱いについて

1 研究受託者は、研究期間中又は研究終了後に委託プロジェクト研究の成果を新たに公表する場合、事前にその概要をPOに報告するものとする。

2～3 略

② 農食研究推進事業の成果に係る公表の報告の方法と留意点

農食研究推進事業の成果を公表する場合には、発明等報告書（委託契約書別紙様式第9号関係）の提出の有無に関わらず、技術会議事務局へ書面にて事前に報告してください。

公表する著作物に、「農食研究推進事業」を英語で記載する場合には、“Science and technology research promotion program for agriculture, forestry, fisheries and food industry”と標記してください。

(2) 新聞、テレビ等メディアによる成果の公表

委託事業の研究成果が取材等を受けて新聞、テレビ等のメディアで取り上げられる場合は、いずれの委託事業においても、事前に、報道内容の概要、メディア名、報道（予定）日等を書面にて（、やむを得ない場合には口頭にて）国に報告してください。市販されていないリーフレット、パンフレット等で紹介された場合には、その写し又は実物の送付をお願いすることがあります。

公表の可否について国の承諾を得ていただく場合がありますので、必ず事前にご連絡をお願いします。公表の可否を検討するための協議が必要と認められる場合には、公表を一時見合わせるよう、速やかに受託者にご連絡いたします。

メディア等において公表される場合には、公表決定から公表までの時間が非常に短いことが想定されますので、受託者は、時間的余裕をもってお知らせください。

(3) 一度公表した研究成果の取扱い

別の媒体等で公表する場合は「新しく公表する場合」とみなしますので、上記と同様の手法により報告をお願いします。

国内で公表した研究成果を外国で公表する場合も可能な限り事前に（、又は事後速やかに）報告してください。

3. 知的財産権の報告等（第20条第1項、第3項、第23条関係）

(1) 研究成果に係る産業財産権等に関し、次の行為を行う場合、契約期間中であるか否かにかかわらず、報告してください。報告の様式については、参考様式2を参考にしてください。また、それぞれの報告の際には、報告することとなった事由が生じた理由を、必ず明記してください。

- ① 出願等を行った場合及びその出願等に関して設定の登録等を受けた場合（出願等及び設定の登録等の日から60日以内に報告すること。また、産業財産権等審査官庁から送付される関連書類の写しを添付すること。）
- ② 審査請求を行わなかった場合や出願を取り下げた場合など、受託者の判断において権利の取得を断念した場合（断念した日から60日以内に報告すること。また、関係書類の写しを添付すること。）
- ③ 出願等はしたものの、審査の結果、拒絶された等、出願した知的財産権が登録されなかった場合、また、権利が発生した後に取り消された場合（産業財産権等審査官庁から送付されるその旨の通知文書を受け取った日から60日以内に報告すること。また、当該通知文書の写しを添付すること。）
- ④ 産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾（国内の者に対する通常実施許諾）する場合（遅滞なく報告すること。）
- ⑤ 知的財産権を放棄（第23条）する場合（放棄を行う前に報告すること。）

(2) 国外での出願（第20条1項関係）

産業財産権等の出願等を国外で行う場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、当該出願等を行う前に、国外での産業財産権等出願等報告書（委託契約書別紙様式第10号）及び委託契約書（別紙）共通様式を提出してください。

4. 知的財産権の実施等（国外での実施、権利の移転、専用実施権等の設定等）

（1）知的財産権の国外での実施（第20条第5項関係）

知的財産権を国外で実施する場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、国に知的財産権実施事前申請書（委託契約書別紙様式第11号）を提出してください。

国は、事前申請書を受領した場合、国外での実施の承認にあたり参考とするポイント（※1）に基づき判断し承諾又は不承諾とする旨を通知します。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式11号及び委託契約書（別紙）共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください。

事前申請書や委託契約書（別紙）共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

-----※1 国外での実施の承認にあたり参考とするポイント-----

- ① 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化が見込まれること
 - ② 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと
 - ③ 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること
 - ④ 国内農林水産業・食品産業等に悪い影響を及ぼさないこと
 - ⑤ 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと
 - ⑥ 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと
- 等

（2）知的財産権の移転（第21条関係）

① 知的財産権を国以外の第三者に移転する場合には、第18条から第24条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と契約等により担保し、各条に規定されている報告や申請等が国に行われるよう措置してください。

② 知的財産権を国以外の第三者に移転する場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、国に知的財産権移転事前申請書（委託契約書別紙様式第12号）を提出してください。

国は、事前申請書を受領した場合、移転又は専用実施権等の設定等の承認にあたり参考とするポイント（※2）に基づき判断し承認又は不承認とする旨を通知します。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式12号及び委託契約書（別紙）共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください。

事前申請書や委託契約書（別紙）共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

③ 構成員は②の申請が国から承認され、移転を行った時は、遅滞なく報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。

（3）知的財産権の許諾（第22条関係）

① 知的財産権を国以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、第18条、第19条、第22条、第24条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に契約等により担保し、各条に規定されている報告や申請等が国に行われるよう措置してください。

② 知的財産権を国以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、専用実施権等の設定等事前申請書（委託契約書別紙様式第13号）を提出して

ください。

- ③ また、構成員が通常実施許諾しようとする相手方が外国籍を有する者である場合にも契約期間中であるか否かにかかわらず、専用実施権等の設定等事前申請書（委託契約書別紙様式第13号）を提出してください。
- ④ 国は、②、③に係る事前申請書を受領した場合、移転又は専用実施権等の設定等の承認にあたり参考とするポイント（※2）に基づき判断し承認又は不承認とする旨を通知します。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式13号及び委託契約書（別紙）共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください。
事前申請書や委託契約書（別紙）共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。
- ⑤ 構成員は、②及び③の申請が国から承認され、専用実施権等の設定等や外国籍を有する者に対する通常実施許諾を行った時は、遅滞なく報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。

----- ※2 移転又は専用実施権等の設定等の承認にあたり参考とするポイント -----

移転先又は専用実施権等の設定等先が、

- ① 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化されることが期待できる者であること
- ② 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと
- ③ 将来、倒産や買収等によって、当該知的財産権の活用が阻害される恐れがないこと
等

移転又は専用実施権等の設定等によって、

- ④ 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること
- ⑤ 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと
- ⑥ 国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないこと
等

（4）事前協議を経て移転や許諾等の承認後、協議の内容に変更が生じた場合

移転や許諾等の承認後、協議の内容に変更が生じた場合は、必ず再度協議を行ってください。

ただし、以下を例とした軽微な変更の場合には、再度の協議を不要としますので、公的にそれを証明する書類の写しを添えて、その旨を国に事前報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。軽微な変更かどうか判断がつかない場合は、国に相談してください。

- ① 専用実施権等の設定等の期間を短縮する場合であって、その他は以前の内容と全く同一の場合。
- ② 会社の合併又は分割及び市町村の合併等により、当該国内のみで移転等先の名称・住所が変更になった場合。

（5）事前協議を不要とする場合（第18条第1項（4）、第21条、第22条関係）

- ① （2）及び（3）の手續きに関し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等であっても、次のアからオまでに該当する場合には、国の承認を得る必要はありません。これらの場合には、移転又は専用実施権等の設定等を行った旨を証明する書類の写しを添えて、遅滞なく国に報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。

- ア 法人の合併又は分割により知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ウ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - エ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - オ 本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転しなければならない場合
- ② 育成者権を取得した品種について、自身若しくは国内の利用許諾先において国外のほ場で種苗増殖を行い、増殖した種苗の全量を日本国内に輸入する場合は、（1）に係る国外における知的財産権の実施の事前協議は不要です。ただし、品種の自己利用若しくは国内企業への利用許諾に当たっては、国内外の実施にかかわらず、権利者として種苗の不正流出が起らないよう、利用許諾契約等において適切な措置を図ってください。

5. ノウハウの指定（第24条関係、第17条第1項第3号）

委託事業の研究成果に係る技術情報のうち、秘匿することが可能、かつ財産的価値のあるものであって、模倣防止等の観点から公開せず、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理すべきとコンソーシアムが判断するものについては、委託契約書第17条第1項第3号に基づき代表機関及び構成員と国との協議の上、ノウハウとして指定するものとします。協議文書については、参考様式3を参考にしてください。また、ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間も明示し、その期間は（原則）、委託事業完了の翌日から起算して5年間を基本とします。

6. 秘密の保持（第36条第1項（5）関係、農食研究推進事業においては第38条第1項（5））

委託事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者（構成員以外の者）に漏らすことは原則禁止しています。

なお、非公開研究成果情報のコンソーシアム間の共有については、事前協議書（委託契約書別紙様式第14号、農食研究推進事業においては委託契約書別紙様式第15号）により国に協議を行ってください。

また、秘密の保持を徹底するため、委託事業で得られた非公開の研究成果情報をもとに、第三者と共同研究等を実施する際には事前にご相談ください。

7. その他研究成果の取扱い等

（1）知的財産権の対象となる発明等のために得られた一連の研究成果の取扱い

受託者は、委託事業により得られた知的財産権の帰属を受ける場合、知的財産権の対象となる発明等のために行った一連の研究開発の成果（データ、研究ノート、選抜中の系統や育成された品種そのもの等）についても、知的財産権と併せて適切に管理・活用してください。

（2）（1）以外の研究成果の取扱い

委託事業により得られた研究成果のうち（1）以外の研究成果については、実績報告書（農食研

究推進事業の場合は、研究実績報告書)に記載し報告することで、当該報告書の範囲内で保持・活用することを可能としますので、適切な管理を行ってください。

なお、研究成果として試作品を作成した場合は、委託費により取得した財産として、適切に取り扱ってください。

(3) 得られた研究成果について知的財産権を取得した場合又は論文、学会、シンポジウム等により公表（公知化）した場合は、当該研究成果を広く活用していただくため、可能な限り第三者が閲覧可能な状態を確保してください。

(4) 委託事業によって生じた研究成果の範囲

委託事業によって生じた研究成果とは、委託期間内に行った活動によって得られた研究成果を指します。したがって、委託期間終了後に、その研究成果をベースに更なる研究開発を行うことによって得られた研究成果は、委託事業によって生じた研究成果に含まれません。

【参考】知的財産権等に関する手続及び提出書類

内 容	提出書類 ※別紙様式とあるのは委託契約書の別紙様式をいう。	手続区分	手続きを必要とする期限
①：Ⅳ.1(1) 研究成果に係る知的財産権の帰属を希望する場合	確認書（別紙様式第8号）	届出	契約締結日
②：Ⅳ.1(2) 研究成果に係る発明等が得られた場合	発明等報告書（別紙様式第9-1号及び第9-2号）	出願等を行う前に報告	随時
③：Ⅳ.2(1) 論文、学会、シンポジウム等により研究成果を公表する場合	書面提出（著作物の種類、公表予定日、公表する論文、学会等の名称、著作者の氏名、論文の概要等）	事前報告（内容により事前協議）	名称使用の都度
④：Ⅳ.2(1)① 委託プロジェクト研究の成果に係る公表の事前報告	参考様式1 ※委託プロジェクト研究のみ	事前報告	委託事業期間中（5,8,11,2月の第2金曜日）
⑤：Ⅳ.2(2) メディアにより研究成果が公表される場合	書面提出（報道内容の概要、メディア名、報道予定日等）	事前報告（内容により事前協議）	名称使用の都度
⑥：Ⅳ.2(3) 一度公表した研究成果を別の媒体等で公表する場合	書面提出（③、⑤と同様）	事前報告（内容により事前協議）	
⑦：Ⅳ.3(1)① 出願等を行った場合及び当該出願等に関して設定の登録等を受けた場合	参考様式2 ※審査官庁から送付された文書を添付	報告	60日以内

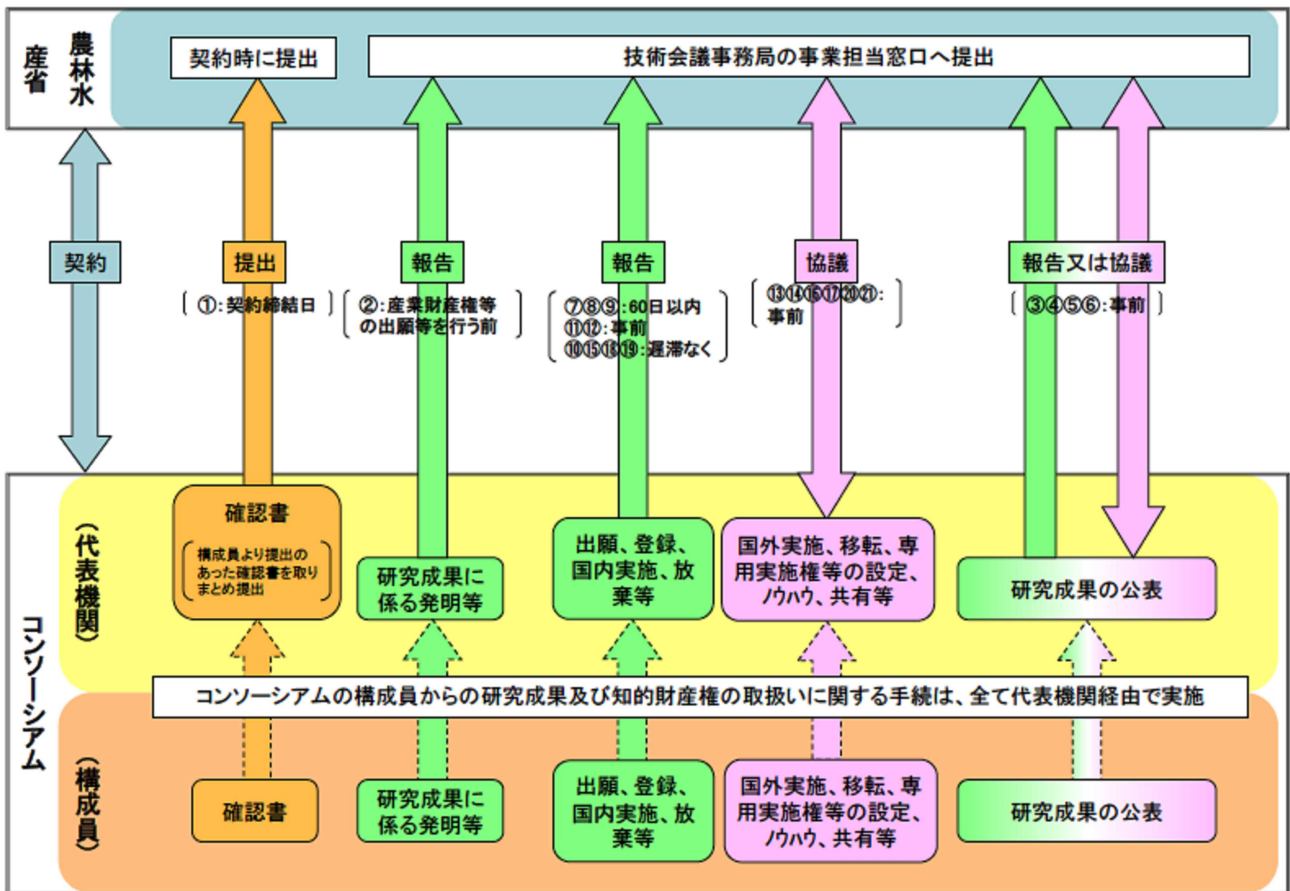
⑧：Ⅳ.3(1)② 出願等したが権利の取得を自ら断念した場合	参考様式2 ※関連書類の写し	報告	60日以内
⑨：Ⅳ.3(1)③ 出願等したが拒絶又は権利が取り消された場合	参考様式2 ※審査官庁から送付された文書を添付	報告	60日以内
⑩：Ⅳ.3(1)④ 産業財産権等を自ら実施した場合及び第三者にその実施を許諾した場合	参考様式2 ※許諾先の業務内容等がわかる資料を添付	遅滞なく報告	随時
⑪：Ⅳ.3(1)⑤ 知的財産権を放棄する場合	参考様式2 ※特許証の写し等、放棄する知的財産権を取得した際の公的文書の添付	事前報告	随時
⑫：Ⅳ.3(2) 国外で出願する場合	国外での産業財産権等出願等報告書（別紙様式第10号、（別紙）共通様式）	事前報告	随時
⑬：Ⅳ.4(1) 国外で実施する場合	国外での知的財産権実施事前申請書（別紙様式第11号、（別紙）共通様式）	事前申請	随時
⑭：Ⅳ.4(2)② 第三者に移転する場合（申請）	知的財産権移転事前申請書（別紙様式第12号、（別紙）共通様式）	事前申請	随時
⑮：Ⅳ.4(2)③ ⑭の承認後、第三者に移転した場合（報告）	参考様式2 ※その旨がわかる資料を添付	遅滞なく報告	随時
⑯：Ⅳ.4(3)② 第三者への専用実施権等の設定等（独占的通常許諾を含む。）をする場合（申請）	知的財産権の専用実施権等の設定等事前申請書（別紙様式第13号、（別紙）共通様式）	事前申請	随時
⑰：Ⅳ.4(3)③ 外国籍を有する者に通常実施許諾をする場合（申請）	知的財産権の専用実施権等の設定等事前申請書（別紙様式第13号、（別紙）共通様式）	事前申請	随時
⑱：Ⅳ.4(3)⑤ ⑯又は⑰の承認後、専用実施権等の設定等、外国籍を有する者に通常実施許諾を行った場合（報告）	参考様式2 ※その旨がわかる資料を添付	遅滞なく報告	随時
⑲：Ⅳ.4(5) 事前協議不要な移転、専用実施権等の設定等を行った場合	参考様式2 ※その旨がわかる資料を添付	遅滞なく報告	随時
⑳：Ⅳ.5 ノウハウを指定する場合	参考様式3	協議	随時

⑳：Ⅳ.6 非公開の研究成果情報の共有の場合	研究成果に係る情報の共有についての事前協議書（委託プロ：別紙様式第14号、農食：別紙様式第15号）	協議	随時
---------------------------	---	----	----

※1：参考様式1及び2については、技術会議事務局の事業担当者へ事務連絡等により報告してください。

※2：報告、申請については、①、④、⑤、⑥を除き契約期間にかかわらず行ってください。

【参考】研究成果及び知的財産権の取扱いに関する手続



※ ①～⑱については、「【参考】知的財産権に関する手続及び提出書類」の番号に対応。

(参考様式1) ●●プロジェクト研究における研究成果の発表予定について

(報告日:平成●年●月●日)

	所属機関名	担当者氏名	発表を予定している成果の概要	発表の方法	発表の時期 ^{※2}	備考
1	●●研究所	●●●● (課題番号を記入)	タイトル、成果の概要等を記入	論文投稿 口頭発表 (会合名) その他 (具体的に)	●ヶ月後 (学会等期日が決まっている場合は具体的に記載)	(例) 論文の掲載時にプレスリリースを予定

注: 1. 既に発表することが確定している成果だけでなく、今後半年以内に発表を予定している成果も記載すること。
2. 論文投稿については掲載予定時期ではなく、投稿予定時期とする。

知的財産権状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業名：〇〇〇〇委託事業（平成〇〇年度～平成〇〇年度）

開発機関名：▲▲大学、△△県

1. 研究課題 の名称	2. 知的財産 権の種類	3. 知的財産 権の名称	4. 確認書の提出の有無及びその年月日	5. 発明等報告書の提出の有無及びその年月日	6. 権利 者	7. 持ち 分	8. 出願又は申請の年月日及びその出願番号（※1）	9. 取得の年月日及びその登録番号（※1）	10. 専用実施権等の設定等先及びその設定等期間（※1及び※2）	11. 移転先及びその年月日（※1）	12. 放棄の年月日（出願の拒絶、断念、権利の取消を含む。）（※1）	13. 許諾先及びその許諾期間（※1）	14. 理由、その他（※3）
記載例) 〇〇による防除技術の開発	特許権	〇〇害虫の防除方法及び防除装置	有：平成〇〇年〇〇月〇〇日	有：平成〇〇年〇〇月〇〇日	▲▲大学 △△県	50% 50%	平成〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	平成〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	●●株式会社 （平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）	■●株式会社 （100%移転） 平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇株式会社 （平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）	〇〇株式会社は、当該防除装置を商品化し、販売するため。

※1：委託契約書第20条第1項、同条第3項、第21条第3項、第22条第3項及第23条第1項のうち該当する事項の欄に記載すること。

※2：独占的通常実施権の許諾及び通常実施許諾しようとする相手方が外国籍を有する者である場合も含む。

※3：報告をすることとなった事由が生じた理由等を記載すること。

なお、当該報告書については、その都度、追記及び変更等が分かるようマーカー等を付し提出すること。

参考様式 3

平成〇〇年度〇〇委託事業の研究成果のノウハウ指定に係る事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(代表研究機関)
住 所
氏 名 印
〔(連名で協議書を作成する場合は追記)
(研究機関)
住 所
氏 名 印
(研究機関)
住 所
氏 名 印〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け契約に基づく開発項目「平成〇〇年度〇〇委託事業」の研究成果に係る下記の技術情報について、ノウハウとして指定したいので、委託契約書第 17 条第 1 項第 3 号及び第 24 条の規定に基づき、協議します。

記

- 1 ノウハウとして指定する技術情報を保有する研究機関の名称
〔 当該技術情報を保有する全ての研究機関の名称を記載すること。 〕
- 2 ノウハウとして指定する技術情報の内容、理由及び活用について
〔 本委託事業全体の研究成果における当該技術情報の位置付けについても記載するとともに、関係資料を添付すること。 〕
- 3 当該技術情報の秘匿期間